

議案第 1 号

令和 3 年度船橋市一般会計補正予算

令和 3 年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 3 0 1, 9 5 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 5, 2 3 0, 7 0 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 3 年 1 1 月 1 6 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
60 国庫支出金		45,188,367	1,734,267	46,922,634
	10 国庫負担金	36,618,253	903,229	37,521,482
	15 国庫補助金	8,451,584	831,038	9,282,622
65 県支出金		19,106,799	3,705,919	22,812,718
	10 県負担金	10,199,090	270,191	10,469,281
	15 県補助金	7,558,789	3,435,728	10,994,517
75 寄附金		1,350,400	116,942	1,467,342
	10 寄附金	1,350,400	116,942	1,467,342
80 繰入金		1,414,901	665,358	2,080,259
	10 基金繰入金	1,414,901	665,358	2,080,259
90 諸収入		9,494,218	79,472	9,573,690
	35 雑入	5,913,888	79,472	5,993,360
歳 入 合 計		218,928,749	6,301,958	225,230,707

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 民生費		98,237,809	1,448,359	99,686,168
	10 社会福祉費	34,987,484	1,044,740	36,032,224
	15 児童福祉費	45,696,855	403,619	46,100,474
25 衛生費		30,682,380	4,551,248	35,233,628
	10 保健衛生費	23,312,654	4,547,882	27,860,536
	15 清掃費	7,369,726	3,366	7,373,092
30 労働費		200,602	11,141	211,743
	10 労働諸費	200,602	11,141	211,743
40 商工費		5,509,637	52,385	5,562,022
	10 商工費	5,509,637	52,385	5,562,022
45 土木費		19,430,887	153,791	19,584,678
	30 都市計画費	11,715,687	153,791	11,869,478
55 教育費		23,639,479	85,034	23,724,513
	35 社会教育費	4,373,728	73,958	4,447,686
	40 保健体育費	7,133,001	11,076	7,144,077
歳 出 合 計		218,928,749	6,301,958	225,230,707

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
ケアハウス市立船橋長寿園指定管理料	令和3年度～令和8年度	140,495千円
リハビリセンター指定管理料	令和3年度～令和8年度	345,585千円
児童相談所建設工事設計業務委託料	令和3年度～令和5年度	87,714千円
新型コロナウイルスワクチン接種・相談コールセンター運営業務委託料	令和3年度～令和4年度	403,700千円
夜間休日急病診療所指定管理料	令和3年度～令和8年度	821,801千円
ふなばし三番瀬海浜公園・ふなばし三番瀬環境学習館指定管理料	令和3年度～令和8年度	756,806千円
中央図書館・東図書館・北図書館指定管理料	令和3年度～令和8年度	2,250,000千円

議案第2号

船橋市債権管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市債権管理条例の一部を改正する条例

船橋市債権管理条例（平成23年船橋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条（各号列記以外の部分略） (1)～(3)（略） (4) 強制徴収公債権 公債権のうち、法第231条の3第3項に規定する分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権をいう。 (5)～(8)（略）	(定義) 第2条（各号列記以外の部分略） (1)～(3)（略） (4) 強制徴収公債権 公債権のうち、法第231条の3第3項に規定する分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権をいう。 (5)～(8)（略）

附 則

この条例は、令和4年1月4日から施行する。

理 由

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第3号

船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月16日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

船橋市国民健康保険条例（昭和47年船橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>408,000円</u> を支給する。 ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 (略)	(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>404,000円</u> を支給する。 ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市国民健康保険条例の規定は、令和4年1月1日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

理 由

健康保険法施行令の一部改正にならい、出産育児一時金の額について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第4号

船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月16日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年船橋市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章～第3章 (略) 第4章 雑則(第53条・ <u>第54条</u>) 附則 (内容及び手続の説明及び同意) 第5条 (略)	目次 第1章～第3章 (略) 第4章 雑則(第53条) 附則 (内容及び手続の説明及び同意) 第5条 (略) <u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u> (1) 電子情報処理組織を使用する方法の

うち次に掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 (略)

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得

い。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 (略)

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記

載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」

と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第54条 (略)

(委任)

第53条 (略)

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第5号

船橋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月16日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

船橋市病院事業の設置等に関する条例（昭和58年船橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前						
別表第1					別表第1						
種別	単位	金額				種別	単位	金額			
		市内に住所を有する者		市外に住所を有する者				市内に住所を有する者		市外に住所を有する者	
1 分べん介助料	(略)	診療時間内	92,000円	診療時間内	112,000円	1 分べん介助料	(略)	診療時間内	96,000円	診療時間内	116,000円
		診療時間外	132,000円	診療時間外	162,000円			診療時間外	136,000円	診療時間外	166,000円
2～14 (略)	(略)	(略)				2～14 (略)	(略)	(略)			
備考					備考						
1 診療時間内における多胎の場合の分べん介助料の額は、この表の1の項に掲げる診療時間内の金額に、2胎目から胎児1人につき、市内に住所を有する者にあつては <u>32,000円</u> を、市外に住所を有する者にあつては <u>37,000円</u> を加算した額とする。					1 診療時間内における多胎の場合の分べん介助料の額は、この表の1の項に掲げる診療時間内の金額に、2胎目から胎児1人につき、市内に住所を有する者にあつては <u>36,000円</u> を、市外に住所を有する者にあつては <u>41,000円</u> を加算した額とする。						
2 診療時間外における多胎の場合の					2 診療時間外における多胎の場合の						

分べん介助料の額は、この表の1の項に掲げる診療時間外の金額に、2胎目から胎児1人につき、市内に住所を有する者にあつては42,000円を、市外に住所を有する者にあつては49,500円を加算した額とする。

3 妊娠22週未満の分べんにおける分べん介助料の額は、この表の1の項に掲げる金額又は1若しくは2の規定により算定した額から12,000円に胎児の数を乗じて得た額を控除した額とする。

4及び5 (略)

6 消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなるものに係るこの表の9の項又は10の項に規定する診療費の額は、この表の9の項又は10の項に掲げる金額を100分の110で除して得た額とする。

別表第2

(表の部分略)

備考

1 治療上の必要により重症患者に供する特別室等については、使用料を加算しない。

2 消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなるものに係る特別室等の使用料の額は、この表に掲げる金額を100分の110で除して得た額とする。

分べん介助料の額は、この表の1の項に掲げる診療時間外の金額に、2胎目から胎児1人につき、市内に住所を有する者にあつては46,000円を、市外に住所を有する者にあつては53,500円を加算した額とする。

3 妊娠22週未満の分べんにおける分べん介助料の額は、この表の1の項に掲げる金額又は1若しくは2の規定により算定した額から16,000円に胎児の数を乗じて得た額を控除した額とする。

4及び5 (略)

別表第2

(表の部分略)

備考 治療上の必要により重症患者に供する室については、使用料を加算しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、別表第1備考に6を加える改正規定及び別表第2備考の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の1の項及び備考1から3までの規定は、令和4年1月1日以後の分べんに係る分べん介助料について適用し、同日前の分べんに係る分べん介助料につい

ては、なお従前の例による。

理 由

産科医療補償制度の見直しに伴い、分べん介助料の額を引き下げるとともに、助産に係る診療費等の適正化を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第6号

船橋市道路占用料条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月16日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(船橋市道路占用料条例の一部改正)

第1条 船橋市道路占用料条例(昭和60年船橋市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表				別表			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	(略)	<u>1,630円</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	(略)	<u>1,590円</u>
	第二種電柱		<u>2,500円</u>		第二種電柱		<u>2,430円</u>
	第三種電柱		<u>3,370円</u>		第三種電柱		<u>3,280円</u>
	第一種電話柱		<u>1,450円</u>		第一種電話柱		<u>1,420円</u>
	第二種電話柱		<u>2,330円</u>		第二種電話柱		<u>2,260円</u>
	第三種電話柱		<u>3,200円</u>		第三種電話柱		<u>3,110円</u>
	その他の柱類		<u>150円</u>		その他の柱類		<u>140円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	(略)	<u>15円</u>		共架電線その他上空に設ける線類	(略)	<u>14円</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>9円</u>		地下に設ける電線その他の線類		<u>8円</u>
	路上に設ける変圧器	(略)	<u>1,450円</u>		路上に設ける変圧器	(略)	<u>1,420円</u>
地下に設ける変圧器	(略)	<u>870円</u>	地下に設ける変圧器	(略)	<u>850円</u>		

	変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	(略)	<u>2,910円</u>		変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	(略)	<u>2,830円</u>	
	郵便差出箱		<u>1,220円</u>		郵便差出箱		<u>1,190円</u>	
	広告塔	(略)	<u>6,600円</u>		広告塔	(略)	<u>5,680円</u>	
	その他のもの	(略)	<u>2,910円</u>		その他のもの	(略)	<u>2,830円</u>	
法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.07メ ートル未満の もの	(略)	<u>61円</u>	法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.07メ ートル未満の もの	(略)	<u>59円</u>	
	外径が0.07メ ートル以上0.1 メートル未満 のもの		<u>87円</u>		外径が0.07メ ートル以上0.1 メートル未満 のもの		<u>85円</u>	
	(略)		(略)		(略)		(略)	
	外径が0.2メー トル以上0.3メ ートル未満の もの		<u>260円</u>		外径が0.2メー トル以上0.3メ ートル未満の もの		<u>250円</u>	
	外径が0.3メー トル以上0.4メ ートル未満の もの		<u>350円</u>		外径が0.3メー トル以上0.4メ ートル未満の もの		<u>340円</u>	
	外径が0.4メー トル以上0.7メ ートル未満の もの		<u>610円</u>		外径が0.4メー トル以上0.7メ ートル未満の もの		<u>590円</u>	
	外径が0.7メー トル以上1メ ートル未満の もの		<u>870円</u>		外径が0.7メー トル以上1メ ートル未満の もの		<u>850円</u>	
	外径が1メー トル以上のもの		<u>1,740円</u>		外径が1メー トル以上のもの		<u>1,700円</u>	
法第32 条第1 項第3 号に掲 げる施 補	自 動 運 行 補	法第 2条 第2 項第 5号	地下 に設 ける もの その	長さ1 メー トル につ き1年				
							<u>9円</u>	
							<u>29円</u>	

設	助 施 設	に規 定す る自 動運 行装 置に よる 検知 の対 象と して 設置 する 導線 その 他の 線類	他の もの						
				道路の構 造又は交 通の状況 を表示す る標示柱 その他の 柱類	1本に つき1 年	2,180円			
				その 他の もの	上空 に設 ける もの	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	1,450円		
					地下 に設 ける もの	つき1 年	870円		
				その他のもの			2,910円		
				法第32条第1項第4号 に掲げる施設		(略)	2,910円		
				法第32 条第1 項第5	(略)	(略)	(略)		
					上空に設ける 通路		3,300円		
				法第32条第1項第3号 及び第4号に掲げる施 設		(略)	2,830円		
				法第32 条第1 項第5	(略)	(略)	(略)		
上空に設ける 通路		2,840円							

号に掲げる施設	地下に設ける通路		(略)	<u>1,980円</u>
	その他のもの		(略)	<u>2,910円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		(略)	<u>66円</u>
	その他のもの		(略)	<u>660円</u>
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	(略)	<u>660円</u>
		その他のもの	(略)	<u>6,600円</u>
標識		(略)	<u>2,180円</u>	
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		(略)	<u>66円</u>
	その他のもの		(略)	<u>660円</u>
幕(令第7条第4号に掲げる工事施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		(略)	<u>66円</u>
	その他のもの		(略)	<u>660円</u>
ア	車道を		(略)	<u>6,600円</u>

号に掲げる施設	地下に設ける通路		(略)	<u>1,700円</u>
	その他のもの		(略)	<u>2,830円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		(略)	<u>57円</u>
	その他のもの		(略)	<u>570円</u>
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	(略)	<u>570円</u>
		その他のもの	(略)	<u>5,680円</u>
標識		(略)	<u>2,120円</u>	
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		(略)	<u>57円</u>
	その他のもの		(略)	<u>570円</u>
幕(令第7条第4号に掲げる工事施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		(略)	<u>57円</u>
	その他のもの		(略)	<u>570円</u>
ア	車道を		(略)	<u>5,680円</u>

	チ	横断するもの						
		その他のもの		3,300円				
令第7条第2号に掲げる工作物	(略)			2,910円				
令第7条第3号に掲げる施設			A に	0.033を				
			乗じて	得た額				
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	(略)			660円				
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				290円				
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	(略)	A に	0.011を				
					乗じて	得た額		
							A に	0.023を
(略)	(略)	(略)						
上空に設けるもの		A に	0.023を	乗じて	得た額			
			A に	0.033を	乗じて	得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		A に	0.011を	乗じて	得た額		
	その他のもの		A に	0.008を	乗じて			

	チ	横断するもの						
		その他のもの		2,840円				
令第7条第2号に掲げる工作物	(略)			2,830円				
令第7条第3号に掲げる施設			A に	0.034を				
			乗じて	得た額				
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	(略)			570円				
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				280円				
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	(略)	A に	0.013を				
					乗じて	得た額		
							A に	0.024を
(略)	(略)	(略)						
上空に設けるもの		A に	0.024を	乗じて	得た額			
			A に	0.034を	乗じて	得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		A に	0.013を	乗じて	得た額		
	その他のもの		A に	0.009を	乗じて			

		得た額			得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの	A に <u>0.023</u> を乗じて得た額 A に <u>0.008</u> を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの	A に <u>0.024</u> を乗じて得た額 A に <u>0.009</u> を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	A に <u>0.011</u> を乗じて得た額	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	A に <u>0.013</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に <u>0.023</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの	A に <u>0.024</u> を乗じて得た額
	その他のもの	A に <u>0.033</u> を乗じて得た額		その他のもの	A に <u>0.034</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		A に <u>0.033</u> を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具		A に <u>0.034</u> を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	A に <u>0.011</u> を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	A に <u>0.013</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に <u>0.023</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの	A に <u>0.024</u> を乗じて得た額
	その他のもの	A に <u>0.033</u> を乗じて得た額		その他のもの	A に <u>0.034</u> を乗じて得た額

備考（略）

備考（略）

（船橋市都市公園条例の一部改正）

第2条 船橋市都市公園条例（昭和39年船橋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第4 その5				別表第4 その5			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
電柱、 電線、 変圧塔 その他 これら に類す るもの	第一種電柱	(略)	<u>1,630円</u>	電柱、	第一種電柱	(略)	<u>1,590円</u>
	第二種電柱		<u>2,500円</u>	電線、	第二種電柱		<u>2,430円</u>
	第三種電柱		<u>3,370円</u>	変圧塔	第三種電柱		<u>3,280円</u>
	第一種電話柱		<u>1,450円</u>	その他	第一種電話柱		<u>1,420円</u>
	第二種電話柱		<u>2,330円</u>	これら	第二種電話柱		<u>2,260円</u>
	第三種電話柱		<u>3,200円</u>	に類す	第三種電話柱		<u>3,110円</u>
	支柱、支線及び支線柱		<u>150円</u>	るもの	支柱、支線及び支線柱		<u>140円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	(略)	<u>15円</u>	共架電線その他上空に設ける線類	(略)	<u>14円</u>	
	地下電線その他地下に設ける線類		<u>9円</u>	地下電線その他地下に設ける線類		<u>8円</u>	
	変圧塔その他これに類するもの	(略)	<u>2,910円</u>	変圧塔その他これに類するもの	(略)	<u>2,830円</u>	
鉄塔、送電塔その他のもの	(略)	<u>2,910円</u>	鉄塔、送電塔その他のもの	(略)	<u>2,830円</u>		
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	(略)	<u>61円</u>	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	(略)	<u>59円</u>	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>87円</u>	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>85円</u>	
	(略)		(略)	(略)		(略)	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル		<u>260円</u>	外径が0.2メートル以上0.3メートル		<u>250円</u>	

未満のもの				未満のもの			
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>350円</u>	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>340円</u>
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>610円</u>	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>590円</u>
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>870円</u>	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>850円</u>
外径が1メートル以上のもの			<u>1,740円</u>	外径が1メートル以上のもの			<u>1,700円</u>
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	(略)		<u>1,980円</u>	通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	(略)		<u>1,700円</u>
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	(略)		<u>66円</u>	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	(略)		<u>57円</u>
公衆電話所	(略)		<u>2,910円</u>	公衆電話所	(略)		<u>2,830円</u>
郵便差出箱			<u>1,220円</u>	郵便差出箱			<u>1,190円</u>
工事用施設及び工事用資材置場	(略)		<u>660円</u>	工事用施設及び工事用資材置場	(略)		<u>570円</u>
その他の工作物等	(略)		<u>290円</u>	その他の工作物等	(略)		<u>280円</u>
備考 (略)				備考 (略)			

(船橋市準用河川占用料条例の一部改正)

第3条 船橋市準用河川占用料条例（平成12年船橋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表				別表			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
電柱、電線、	第一種電柱	(略)	<u>1,630円</u>	電柱、電線、	第一種電柱	(略)	<u>1,590円</u>
	第二種電柱		<u>2,500円</u>		第二種電柱		<u>2,430円</u>

変圧塔 その他 これら に類す る施設	第三種電柱		<u>3,370円</u>	変圧塔 その他 これら に類す る施設	第三種電柱		<u>3,280円</u>
	第一種電話柱		<u>1,450円</u>		第一種電話柱		<u>1,420円</u>
	第二種電話柱		<u>2,330円</u>		第二種電話柱		<u>2,260円</u>
	第三種電話柱		<u>3,200円</u>		第三種電話柱		<u>3,110円</u>
	支柱、支線及 び支線柱		<u>150円</u>		支柱、支線及 び支線柱		<u>140円</u>
	共架電線その 他上空に設け る線類	(略)	<u>15円</u>		共架電線その 他上空に設け る線類	(略)	<u>14円</u>
	地中電線その 他地下に設け る線類		<u>9円</u>		地中電線その 他地下に設け る線類		<u>8円</u>
変圧塔その他 これに類する もの	(略)	<u>2,910円</u>	変圧塔その他 これに類する もの	(略)	<u>2,830円</u>		
送電塔その他 のもの	(略)	<u>2,910円</u>	送電塔その他 のもの	(略)	<u>2,830円</u>		
ガ ス 管、水 道管、 下水道 管、電 線等の 地下埋 設物	外径が0.07メ ートル未満の もの	(略)	<u>61円</u>	ガ ス 管、水 道管、 下水道 管、電 線等の 地下埋 設物	外径が0.07メ ートル未満の もの	(略)	<u>59円</u>
	外径が0.07メ ートル以上0.1 メートル未満 のもの		<u>87円</u>		外径が0.07メ ートル以上0.1 メートル未満 のもの		<u>85円</u>
	(略)		(略)		(略)		(略)
	外径が0.2メー トル以上0.3メ ートル未満の もの		<u>260円</u>		外径が0.2メー トル以上0.3メ ートル未満の もの		<u>250円</u>
	外径が0.3メー トル以上0.4メ ートル未満の もの		<u>350円</u>		外径が0.3メー トル以上0.4メ ートル未満の もの		<u>340円</u>
	外径が0.4メー トル以上0.7メ ートル未満の もの		<u>610円</u>		外径が0.4メー トル以上0.7メ ートル未満の もの		<u>590円</u>
	外径が0.7メー トル以上1メ		<u>870円</u>		外径が0.7メー トル以上1メ		<u>850円</u>

	一トル未満のもの				一トル未満のもの		
	外径が1メートル以上のもの		1,740円		外径が1メートル以上のもの		1,700円
橋りょう、倉庫、鉄塔、鉄道軌道等の工作物	(略)		2,260円	橋りょう、倉庫、鉄塔、鉄道軌道等の工作物	(略)		1,890円
看板類	(略)		6,600円	看板類	(略)		5,680円
作業場、材料置場その他現状のまま占用するもの	(略)		660円	作業場、材料置場その他現状のまま占用するもの	(略)		570円
その他の物件	(略)		290円	その他の物件	(略)		280円
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の船橋市道路占用料条例、第2条の規定による改正後の船橋市都市公園条例及び第3条の規定による改正後の船橋市準用河川占用料条例の規定は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前においてなされた道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けていた者が令和4年度も引き続き当該許可に係る占用物件を設け、継続して道路を占用しようとする場合に納付すべき同年度の占用料について第1条の規定による改正後の船橋市道路占用料条例の規定を適用した場合の額が、同条の規定による改正前の船橋市道路占用料条例の規定を適用したとした場合の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整道路占用料額」という。）を超える場合の占用料の額は、同条の規定による改正後の船橋市道路占用料条例の規定にかかわらず、調整道路占用料額とする。

理 由

固定資産の評価替えに伴い、道路占用料、都市公園の占用料及び準用河川占用料の額等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第7号

船橋市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月16日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市手数料条例の一部を改正する条例

船橋市手数料条例（昭和36年船橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第3		別表第3	
手数料を徴収する事務	金額(特に定めるものを除き、1件につき)	手数料を徴収する事務	金額(特に定めるものを除き、1件につき)
1～256 (略)	(略)	1～256 (略)	(略)
257 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に対する審査	1 認定の申請に係る計画に住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し(以下この項において「確認書等」という。)の添付がある場合 建築の区分に応じ次に掲げる金額 ア (略) (1) 一戸建ての住	257 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に対する審査	1 認定の申請に係る計画に住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した適合証(以下この項において「適合証」という。)の添付がある場合 建築の区分に応じ次に掲げる金額 ア (略) (1) 一戸建ての住

宅 7,000円

(2) (略)

(ア) 5戸以内のもの
の 14,000円

(イ) 5戸を超え10
戸以内のもの
25,000円

(ウ) 10戸を超え
25戸以内のもの
の 39,000円

(エ) 25戸を超え
50戸以内のもの
の 68,000円

(オ) 50戸を超え
100戸以内のもの
の 112,000円

(カ) 100戸を超え
200戸以内のもの
の 187,000円

(キ) 200戸を超え
300戸以内のもの
の 233,000円

(ク) 300戸を超え
る も の
256,000円

イ (略)

(1) 一戸建ての住
宅 11,000円

(2) (略)

(ア) 5戸以内のもの
の 22,000円

(イ) 5戸を超え10
戸以内のもの
38,000円

(ウ) 10戸を超え
25戸以内のもの
の 59,000円

(エ) 25戸を超え
50戸以内のもの
の 102,000円

宅 6,000円

(2) (略)

(ア) 5戸以内のもの
の 11,000円

(イ) 5戸を超え10
戸以内のもの
20,000円

(ウ) 10戸を超え
25戸以内のもの
の 29,000円

(エ) 25戸を超え
50戸以内のもの
の 55,000円

(オ) 50戸を超え
100戸以内のもの
の 95,000円

(カ) 100戸を超え
200戸以内のもの
の 157,000円

(キ) 200戸を超え
300戸以内のもの
の 193,000円

(ク) 300戸を超え
る も の
206,000円

イ (略)

(1) 一戸建ての住
宅 9,000円

(2) (略)

(ア) 5戸以内のもの
の 17,000円

(イ) 5戸を超え10
戸以内のもの
31,000円

(ウ) 10戸を超え
25戸以内のもの
の 45,000円

(エ) 25戸を超え
50戸以内のもの
の 83,000円

- (オ) 50戸を超え
100戸以内のも
の 167,000円
- (カ) 100戸を超え
200戸以内のも
の 280,000円
- (キ) 200戸を超え
300戸以内のも
の 349,000円
- (ク) 300戸を超え
る も の
383,000円

- (オ) 50戸を超え
100戸以内のも
の 143,000円
- (カ) 100戸を超え
200戸以内のも
の 236,000円
- (キ) 200戸を超え
300戸以内のも
の 290,000円
- (ク) 300戸を超え
る も の
310,000円

2 認定の申請に係る計

画に住宅の品質確保
の促進等に関する法
律第6条第1項に規定
する設計住宅性能評
価書(同法第5条第1項
に規定する住宅性能
評価が行われた部分
が、長期優良住宅の普
及の促進に関する法
律第2条第4項に規定
する長期使用構造等
であるものに限り、建
築基準法施行令第82
条の5に規定する限界
耐力計算によって住
宅の品質確保の促進
等に関する法律第5条
第1項に規定する住宅
性能評価が行われた
ものを除く。以下「設
計住宅性能評価書」と
いう。)の添付がある場
合 住宅の区分に応
じ次に掲げる金額

- ア 一戸建ての住宅
14,000円
- イ 共同住宅等 一

2 認定の申請に係る計画に確認書等の添付がない場合 建築の区分に応じ次に掲げる金額

ア (略)

(1) 一戸建ての住宅 39,000円

(2) (略)

(ア) 5戸以内のもの
の 96,000円

(イ) 5戸を超え10戸以内のもの

の建築物につき、住戸の数に応じ次に掲げる金額

(1) 5戸以内のもの
54,000円

(2) 5戸を超え10戸以内のもの
87,000円

(3) 10戸を超え25戸以内のもの
165,000円

(4) 25戸を超え50戸以内のもの
283,000円

(5) 50戸を超え100戸以内のもの
436,000円

(6) 100戸を超え200戸以内のもの
793,000円

(7) 200戸を超え300戸以内のもの
1,082,000円

(8) 300戸を超えるもの
1,309,000円

3 認定の申請に係る計画に適合証及び設計住宅性能評価書の添付がない場合 建築の区分に応じ次に掲げる金額

ア (略)

(1) 一戸建ての住宅 43,000円

(2) (略)

(ア) 5戸以内のもの
の 102,000円

(イ) 5戸を超え10戸以内のもの

154,000円

(ウ) 10戸を超え
25戸以内のも
の 305,000円

(エ) 25戸を超え
50戸以内のも
の 556,000円

(オ) 50戸を超え
100戸以内のも
の 968,000円

(カ) 100戸を超え
200戸以内のも
の 1,794,000
円

(キ) 200戸を超え
300戸以内のも
の 2,569,000
円

(ク) 300戸を超え
る も の
3,145,000円

イ (略)

(1) 一戸建ての住
宅 59,000円

(2) (略)

(ア) 5戸以内のも
の 144,000円

(イ) 5戸を超え10
戸以内のもの
232,000円

(ウ) 10戸を超え
25戸以内のも
の 458,000円

(エ) 25戸を超え
50戸以内のも
の 834,000円

(オ) 50戸を超え
100戸以内のも
の 1,453,000
円

163,000円

(ウ) 10戸を超え
25戸以内のも
の 323,000円

(エ) 25戸を超え
50戸以内のも
の 579,000円

(オ) 50戸を超え
100戸以内のも
の 996,000円

(カ) 100戸を超え
200戸以内のも
の 1,842,000
円

(キ) 200戸を超え
300戸以内のも
の 2,633,000
円

(ク) 300戸を超え
る も の
3,225,000円

イ (略)

(1) 一戸建ての住
宅 65,000円

(2) (略)

(ア) 5戸以内のも
の 153,000円

(イ) 5戸を超え10
戸以内のもの
246,000円

(ウ) 10戸を超え
25戸以内のも
の 485,000円

(エ) 25戸を超え
50戸以内のも
の 869,000円

(オ) 50戸を超え
100戸以内のも
の 1,494,000
円

	<p>(カ) 100戸を超え 200戸以内のも の <u>2,691,000</u> 円</p> <p>(キ) 200戸を超え 300戸以内のも の <u>3,853,000</u> 円</p> <p>(ク) 300戸を超え る も の <u>4,718,000円</u></p> <p>(摘要) 1及び2 (略)</p>		<p>(カ) 100戸を超え 200戸以内のも の <u>2,764,000</u> 円</p> <p>(キ) 200戸を超え 300戸以内のも の <u>3,949,000</u> 円</p> <p>(ク) 300戸を超え る も の <u>4,838,000円</u></p> <p>(摘要) 1及び2 (略)</p>
258 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額</p> <p>(摘要) 1 (略) 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する第6条第2項の規定による申出があった場合の変更の認定の申請の手数料の金額は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請の項の摘要の2の規定を準用する。この場合において、同項の摘要の2の規定中「認定の申</p>	258 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額</p> <p>(摘要) 1 (略) 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する第6条第2項の規定による申出があった場合の変更の認定の申請の手数料の金額は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請の項の摘要の2の規定を準用する。この場合において、同項の摘要の2の規定中「認定の申</p>

	<p>請」とあるのは「変更の認定の申請」と、「表に定める金額」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額」と読み替えるものとする。</p>		<p>請」とあるのは「変更の認定の申請」と、「表に定める金額」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額」と読み替えるものとする。</p>
259 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定による変更の認定の申請に対する審査	2,100円	259 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査	1戸につき2,100円
260 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による地位の承継の申請に対する審査	2,100円	260 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による地位の承継の申請に対する審査	1戸につき2,100円
260の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に	156,000円		

<u>基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</u>			
261～274 (略)	(略)	261～274 (略)	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市手数料条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年2月20日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に行われる長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に係る計画に住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した適合証の添付がある場合の手数料については、同法第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書の添付があるものとみなして、改正後の条例の規定を適用する。

理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第8号

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故による損害賠償請求について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

令和3年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

記

1 相手方

御宿町在住 A

2 要旨

- (1) 損害賠償の額は、6,536,767円とする。
- (2) (1)による賠償金のほか、当事者間にはなんらの債権債務のないことを確認し、相手方は、船橋市に対しなんらの請求もしない。

理 由

交通事故による損害賠償請求について、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第9号

船橋市リハビリセンターの指定管理者の指定について

船橋市リハビリセンターの指定管理者について、次のとおり指定する。

令和3年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市リハビリセンター
- 2 指定管理者 東京都渋谷区本町3丁目53番3号
医療法人社団輝生会
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

理 由

船橋市リハビリセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第10号

船橋市夜間休日急病診療所の指定管理者の指定について

船橋市夜間休日急病診療所の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和3年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市夜間休日急病診療所
- 2 指定管理者 船橋市北本町1丁目16番55号
公益財団法人船橋市医療公社
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

理 由

船橋市夜間休日急病診療所の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第11号

ケアハウス市立船橋長寿園の指定管理者の指定について

ケアハウス市立船橋長寿園の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和3年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 ケアハウス市立船橋長寿園
- 2 指定管理者 船橋市飯山満町2丁目681番地
社会福祉法人清和会
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

理 由

ケアハウス市立船橋長寿園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第12号

船橋市障害者支援施設北総育成園の指定管理者の指定について

船橋市障害者支援施設北総育成園の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和3年11月16日提出

船橋市長 松戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市障害者支援施設北総育成園
- 2 指定管理者 船橋市行田二丁目8番1号
社会福祉法人さざんか会
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

理由

船橋市障害者支援施設北総育成園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第13号

ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館の指定管理者の指定について

ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和3年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 ふなばし三番瀬海浜公園
ふなばし三番瀬環境学習館
- 2 指定管理者 F S Pグループ
構成員（代表者）
千葉県船橋市本町四丁目41番19号
公益財団法人船橋市公園協会
構成員
東京都文京区本郷七丁目2番2号
公益財団法人科学技術広報財団
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

理 由

ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第14号

船橋市中央図書館、船橋市東図書館及び船橋市北図書館の指定管理者の指定について

船橋市中央図書館、船橋市東図書館及び船橋市北図書館の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和3年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市中央図書館
船橋市東図書館
船橋市北図書館
- 2 指定管理者 TRC・野村不動産パートナーズ共同企業体
構成員（代表者）
東京都文京区大塚3丁目1番1号
株式会社図書館流通センター
構成員
東京都新宿区西新宿1丁目26番2号
野村不動産パートナーズ株式会社
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

理 由

船橋市中央図書館、船橋市東図書館及び船橋市北図書館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第15号

市道の路線認定及び変更並びに廃止について

市道の路線を次のとおり認定及び変更並びに廃止する。

令和3年11月16日提出

船橋市長 松戸 徹

認定

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
27-096	藤原7丁目 427-183	藤原7丁目 427-174	5.00 6.00	341.16	
27-097	藤原7丁目 427-229	藤原7丁目 427-157	5.00 5.00	105.12	
32-065	馬込町 1112-1	馬込町 1112-1	2.50 2.65	18.53	
59-180	坪井町 739-31	坪井町 739-1	6.00 6.00	75.22	
合 計				540.03	

変更

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
00-046	馬込町 801-7	夏見台 6 丁目 6-18	7.13 19.00	1,931.84	変更前
00-046	馬込町 801-7	馬込町 995-1	7.13 13.06	925.14	変更後
				△1,006.70	
00-071	馬込町 808-1	馬込町 1106	-	652.34	変更前
00-071	馬込町 808-1	夏見台 6 丁目 6-18	8.90 29.15	1,565.73	変更後
				913.39	
28-043	旭町 4 丁目 1039-8	旭町 3 丁目 185	3.34 6.49	570.65	変更前
28-043	馬込町 995-2	旭町 3 丁目 185	3.34 13.28	678.84	変更後
				108.19	
32-003	馬込町 1165-18	夏見台 6 丁目 1070	1.90 6.70	871.45	変更前
32-003	馬込町 1165-13	夏見台 6 丁目 1070	1.90 6.70	848.64	変更後
				△22.81	
32-007	馬込町 992-10	馬込町 1011-3	4.60 8.34	389.06	変更前
32-007	馬込町 1016-1	馬込町 1011-3	4.60 8.34	299.78	変更後
				△89.28	
32-011	馬込町 992-13	馬込町 1204-1	9.67 16.99	261.61	変更前
32-011	馬込町 1165-2	馬込町 1204-1	9.67 16.59	243.73	変更後
				△17.88	

変更

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
32-013	馬込町 992-13	馬込町 963-20	2.73 5.56	796.29	変更前
32-013	馬込町 1165-2	馬込町 963-20	2.73 10.13	831.39	変更後
				35.10	
32-017	馬込町 1015-3	馬込町 1011-3	4.49 7.00	270.87	変更前
32-017	馬込町 1014-1	馬込町 1011-3	4.49 6.19	239.15	変更後
				△31.72	
32-018	馬込町 1165-18	馬込町 992-3	-	77.47	変更前
32-018	馬込町 1165-18	馬込町 992-3	8.71 13.81	120.98	変更後
				43.51	
32-041	馬込町 995-2	馬込町 1112-2	2.50 2.65	58.94	変更前
32-041	馬込町 995-8	馬込町 1112-2	2.50 2.50	12.54	変更後
				△46.40	
合 計				△114.60	

廃止

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
32-020	馬込町 995-1	馬込町 995-2	-	36.81	
32-063	馬込町 991-19	馬込町 992-1	2.20 3.52	37.22	
合 計				74.03	

理 由

市道の路線認定及び変更並びに廃止について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第16号

第3次船橋市総合計画基本構想の策定について

第3次船橋市総合計画基本構想を次のとおり策定する。

令和3年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

(計 画 書 別 添)

理 由

第3次船橋市総合計画基本構想について、船橋市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例第3条の規定により議会の議決を得る必要がある。